

別添

令和7年5月19日
京都市消防局
予防部 予防課
(担当 武内・馬場 212-6678)

京の宿泊所防火研修の研修動画制作事業に係る受託事業者の公募について
(募集要項)

京の宿泊所防火研修の研修動画制作事業に係る受託事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による企画競争選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

1 委託業務の内容

別紙1「業務委託仕様書」のとおり

2 契約上限額

金1,298,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

3 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
なお、競争入札有資格者名簿に登録されていない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有するものである場合は、競争入札参加有資格者とみなす。
- (2) 契約の履行を複数の事業者で分担するために複数事業者による連合体(以下「コンソーシアム」という。)を結成する場合は、事業者側で定めた代表幹事業者が上記(1)の条件を満たしていること。
なお、代表幹事業者以外の事業者で、上記(1)の条件を満たしていない場合は、下記(3)(4)の条件を満たしていることを宣言するため、誓約書(様式3)を提出すること。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の議員(候補者を含む。)や政党などを推薦し、支持し又は反対する目的の団体でないこと。

4 応募手続等

プロポーザルに応募する者は、以下の書類を、後記「10 問合せ先及び提出先」まで呈

出すること。

(1) 提出書類について

次の書類等を期限までに提出すること。

ア 会社概要（様式1）

コンソーシアムを結成して参加する場合は、代表幹事者について会社概要を提出すること。

イ 履行実績表（様式2）

過去に契約先が地方公共団体である動画制作の実績がある場合、提出すること。過去に複数制作の実績がある場合は、最新2件の実績について、それぞれ様式2を作成し提出すること。なお、過去の実績がなければ提出は不要とする。また、コンソーシアムを結成して参加する場合は、構成員全ての履行実績表を提出すること。

ウ 企画提案書等

別紙2「京の宿泊所防火研修の研修動画作成事業に係る企画提案書等作成要領」に基づき、次の書類等を提出すること。

(ア) 企画提案書（様式任意）

※ コンソーシアムを結成して参加する場合は、結成時に作成した協定書等（様式任意）を企画提案書に添付し、提出すること。

(イ) 見積書

(ウ) サンプル動画

応募事業者が過去に作成した動画のうち、長さ3分～5分程度で、当該事業者の特徴が表れている動画をm p 4形式でDVD-Rに記録し、提出すること。

エ 提出部数

別紙2「京の宿泊所防火研修の研修動画制作事業に係る企画提案書作成要領」のとおり。

オ 提出期限

令和7年5月30日（金）午後5時

カ 提出方法

持参又は郵送するものとし、これ以外の方法（F A X、電子メール等）による提出は受理しない。郵送による場合は、提出期限までに確実に配達される手段をとり、期限までに配達されたことを電話にて消防局予防部予防課まで確認すること。

キ 提出時間

持参し書類を提出する場合は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とすること。

(2) その他

ア この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 応募手続きの過程において、次の事項の一つに該当するものは、失格とする場合が

ある。

- (ア) 提出書類の提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの
- (オ) 仕様書の要件を満たしていないもの

ウ 制約事項

- (ア) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (イ) 提出書類は、受託候補者の選定以外には使用しない。
- (ウ) 提出書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (エ) 提出期限後の提出書類の差替え及び再提出は、一切受け付けない。
- (オ) 提出された書類は、全て返却しない。
- (カ) 提出された書類に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。その場合は、日時及び場所を別途連絡する。

5 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問が可能な者

本書及び仕様書等の記載内容に対して質問のできる者は、本公募について参加を検討している者のみとする。

(2) 質問期限

令和7年5月21日（水）午後5時（質問期限後の質問は一切受け付けない）

(3) 質問方法

京都市消防局予防部予防課（担当：武内、馬場）に電子メール（yobou@city.kyoto.lg.jp）で問い合わせることとし（様式は任意）、面談又は電話での質問は一切受け付けない。

なお、コンソーシアムを結成して参加する場合は、代表幹事業者からの質問のみを受け付け、コンソーシアムの構成員からの質問は受け付けない。

(4) 回答日及び回答方法

回答は、提出された質問を取りまとめ、質問者を特定できる情報を除いたうえで、令和7年5月23日（金）に、京都市消防局ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

6 企画提案書に関する審査（書類審査）

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり審査を実施する。

(1) 実施内容

事業者から提出された「企画提案書」及び「サンプル動画」について、選考委員による審査を行う。

(2) 実施基準

別紙3「提案内容審査要領」のとおり

(3) 審査結果の通知日及び方法

令和7年6月4日（水）

全ての受託候補者に対して、書面をもって通知する。

ただし、通知日は前後する場合がある。

7 受託候補者の選定に関する審査基準

別紙3「提案内容審査要領」のとおり

8 業務委託契約に関する協議

選定した第一受託候補者と協議し、契約内容について合意した場合は、契約を締結する。

なお、第一受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点の受託候補者と協議を行う。以後、同様とする。

9 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

契約上限額の範囲内において、受託候補者の提示価格に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定する。

ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年9月19日（金）まで

(4) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とする。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市が承認した場合はその限りでない。

(6) 契約保証金

免除する。

(7) 成果物の納入及び委託料の支払

受託者は納入期限までに成果物を本市に納入する。本市は成果物について検査を行い、検査に合格した場合は、受託者の請求により契約締結時に示した委託料を支払う。

(8) 進捗管理

本市は、適宜、進捗状況について評価を行う。その結果、契約の目的を達成することができないと判断したときは、途中で契約を解除することができる。

ただし、利用可能な成果物があるときは、その成果物を検査のうえ、検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは、その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

10 問合せ先及び提出先

京都市消防局 予防部予防課（担当：武内、馬場）

〒604-0931

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2

電話：075-212-6678

FAX：075-252-2076

メール：yobou@city.kyoto.lg.jp